資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三百五十万円減少し六百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

平成二十五年一月二十八日

兵庫県姫路市藤原区朝日谷三八八番地

株式会社水環境コンディニア

代表取締役　安福　千尋

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千二百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.shachoshitsu.jp/koukoku17.pdf

平成二十五年一月二十八日

島根県松江市西嫁島一丁目四番五号

株式会社社長室

代表取締役　井脇　寛

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十五年二月十二日を基準日と定め、同日の最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を十株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主及び平成二十五年二月二十二日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十五年一月二十八日

東京都千代田区外神田一丁目二番一三号

株式会社ラジオ会館

代表取締役　望月　美佐

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十五年二月十二日を基準日と定め、同日午後一時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十五年二月二十八日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十五年一月二十八日

名古屋市中村区則武本通二丁目八〇番地

株式会社春田設備

代表取締役　春田　裕介

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年二月十三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年一月二十八日

大阪市中央区上本町西一丁目一番八号

ウエニ工業株式会社

代表取締役　桒原　豊

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である内山隆太郎が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年一月二十八日

東京都千代田区丸の内三丁目二番三号

プレミアム・ファイナンス

日本における代表者　内山隆太郎

限定承認公告

本籍兵庫県たつの市新宮町仙正八五番地八、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　井上　季夫

右被相続人は平成二十四年十二月十日死亡し、その相続人は平成二十五年一月二十一日神戸家庭裁判所龍野支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月二十八日

兵庫県たつの市新宮町仙正八五番地八

相続財産管理人　槙本　奈美

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を八十億二千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/0000198/8i7h/

平成二十五年一月二十八日

東京都千代田区丸の内二丁目七番三号東京ビルディング

春日井特定目的会社

取締役　石田　英俊

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を十九億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十四年八月六日付官報の号外第一六九号五十五頁に掲載されています。

平成二十五年一月二十八日

東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター

新砂ロジスティック特定目的会社

取締役　内山隆太郎

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十五年二月二十八日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十五年一月二十八日

東京都港区虎ノ門四丁目二番一二号

東洋グリーン建物株式会社

代表取締役　許斐　信男

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十五年二月二十八日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十五年一月二十八日

大阪市西区阿波座一丁目一〇番一四号

株式会社コムテックス

代表取締役　有馬　誠吾

出資一口の金額の減少公告

当組合は、平成二十四年十一月二十八日開催の臨時総会において、出資一口の金額を二万円から五千円に減少することを決議いたしました。

この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、当組合の直近の財産目録及び貸借対照表は当組合事務所に備え置いてあります。

以上、中小企業等協同組合法第五十六条の二第二項の規定により公告します。

平成二十五年一月二十八日

大阪府箕面市桜井二丁目二番一三号

桜井商店会事業協同組合

代表理事　兼古　清司

防災業務計画の修正要旨の公表について

災害対策基本法（昭和三十六年法律第二二三号）第三十九条第一項の規定に基づき、防災業務計画を修正したので、同条第二項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十五年一月二十八日

四国電力株式会社

一、修正の目的

四国電力株式会社は、昭和三十七年に防災業務計画を作成し、以降社会情勢の変化に対応して修正してきたが、このたび、当社の組織改編、組織名称の変更等に伴い、所要の修正を行った。

二、修正の年月日

平成二十四年十月二十六日

三、修正の要旨

一　当社の組織改編および組織名称の変更等に伴う修正

二　経済産業省の組織改編に伴う修正

以　上

訂正公告

平成二十五年一月二十四日（号外第十四号）掲載の合併公告（枠組）中、（乙）の最終貸借対照表の開示状況「左記のとおりです。」とあるは、「http://www.smart-shaken.com/company.html」の誤りにつき訂正します。

平成二十五年一月二十八日

東京都新宿区西五軒町一三番一号

（甲）株式会社ダイヤ昭石

代表取締役　小野　章

大阪府豊中市新千里東町一丁目五番三号

（乙）関西エム・シー・オイル株式会社

代表取締役　川本　悟詩

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　一月二十八日付第一六号六四年十二月二十七日付衆会

四ページ●同日付政府調達第一六号四〇ページ●二十第二号八ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月二、五九六円（本体二、五一〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）